

～ 制度調査部情報 ～

2006年11月30日 全4頁

企業会計における コンバージェンスの加速化

制度調査部
古頭 尚志

ASBJのプロジェクト計画表

【要約】

企業会計基準の国際的なコンバージェンス（収斂）作業に対し、各界から一層のスピードアップを求める声が高まっている。いわゆる『企業会計の2009年問題』のタイムリミットまで1年余りとなり、わが国会計基準の孤立化が懸念されているためだ。

2006年7月、金融庁に事務局を置く企業会計審議会は、我が国の企業会計設定主体であるASBJ（企業会計基準委員会）に対し、コンバージェンス作業の具体的な工程表を作成することを求め、意見書を公表した。

このような動きに対応し、10月12日、ASBJは『プロジェクト計画表』を作成・公表し、『2009年問題』の解消に向けたスケジュールを明らかにしている。

本稿では、コンバージェンスの加速化に関する最近の動き、『プロジェクト計画表』に示された今後の見通しについて概説する。

加速化を求める声の高まり

会計基準の国際的なコンバージェンス（収斂）作業について、一層のスピードアップを求める声が高まっている。『骨太の方針2006』が「平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る」と言及したほか、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会などが相次いで作業の加速化を求める意見を表明している（図表1）。

現在、会計基準のコンバージェンスを巡る問題は『2009年問題』と表現される¹。EU域外企業がEU内の市場に上場する場合、2009年以降は国際会計基準もしくはそれと同等の会計基準に従った財務諸表の作成が義務付けられるためである。2005年7月、日本の会計基準はCESR（欧州証券規制当局委員会）によって国際会計基準と同等と評価されたが、同時に26項目の補正措置が必要との指摘を受けた（もともとは「2007年問題」であったが、米国とEUの間で、補正措置を不要とする相互承認が2009年までに達成される見込みとなったため、義務付けの時期が2年延長された）²。

こうした中、7月31日には、金融庁に事務局を置く企業会計審議会が意見書を公表し、我が国の企業会計設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）に対し、作業の具体的な工程表の作

¹ 2006年5月2日 齋藤純 『EU、日本企業への追加開示要請を2年延期へ』（制度調査部情報）を参照。

² 2005年8月31日 齋藤純 『企業会計の「2007年問題」待ったなし』（制度調査部情報）、
2005年9月27日 齋藤純 『国際会計基準と日本基準との相違点』（制度調査部情報）等を参照。

成を要請した（図表 1）。ASBJ ではこうした声に応え、10 月 12 日に『プロジェクト計画表』を公表した（図表 2）³。

図表 1 コンバージェンス加速化の要望

発信元	公表日	文書名等	要望概要
日本経済団体連合会	6月20日	『会計基準の統合（コンバージェンス）を加速化し、欧米との相互承認を求める』	IASB ¹ 、FASB ² 、ASBJ 三者の定期的意見交換の緊密化・ASBJ の体制強化・税制との調整
閣議決定	7月7日	『経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006』	「2009 年問題」を念頭に、コンバージェンスを推進
日本公認会計士協会会長	7月19日	『わが国会計基準のコンバージェンスの加速化』 ³	具体的な作業計画書の作成、プロジェクト優先度の再検討
企業会計審議会企画調整部会	7月31日	『会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）』	具体的な工程表の策定と公表、ASBJ の体制強化

1 国際会計基準審議会

2 米国財務会計基準審議会

3 企業会計審議会第 11 回企画調整部会に提出された資料

（出所） 金融庁の公開資料等を基に大和総研制度調査部作成

現在の状況

企業会計のコンバージェンスに関する問題に注目が集まっているのは、EU が EU 内の市場に上場する EU 域外企業に対し、次のことを求めているためである。

- ・ 2009 年以降、国際会計基準またはそれと同等と認められる会計基準を適用する
- ・ 国際会計基準と同等と認められる会計基準を適用する場合は、補完計算書や追加情報の開示等、当該会計基準間の差異に関する補正措置を行う

2005 年 7 月、CESR が公表した「技術的助言」において、日本基準は米国基準・カナダ基準と共に全体として国際会計基準と同等と評価されながらも、26 項目にわたる補正措置の必要性を指摘されている。ASBJ の努力によって既に解決されているものもあるが、企業結合会計における持分プーリング法の取扱いや SPE の取扱いなど、現在も大きな課題を残したままの分野もある（図表 2）。

補正措置の必要性が現実のものとなれば、EU 市場に上場する日本企業は多大な負担を強いられることになる。そうした懸念の高まりを示すように、EU 市場から撤退する日本企業も現れている⁴。

³ ASBJ の HP（<http://www.asb.or.jp/>）で以下の公表物を入手できる（10 月 12 日付）。

- ・ 『我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について』
- EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み - 』
- ・ 『ASBJ プロジェクト計画表』

⁴ 2006 年 6 月 30 日 齋藤純『欧州での上場廃止に向かう日本企業[改訂版]』（制度調査部情報）を参照。

日本基準を認めない動きも

本年 8 月、ロンドン証券取引所が運営する新興企業向け市場である AIM (エイム) は、EU 域外の企業に対し、日本基準の利用を認めないルールを公表した。昨年 12 月の草案段階では、国際会計基準のほか、米国、カナダ、日本、オーストラリアの各会計基準の利用を認める内容となっていた。しかし、最終的には日本基準だけが除外される結果となった。ロンドン証券取引所のプレスリリースは特段理由に触れなかったが、日本経済新聞は認知度の低さが原因と報じた(8 月 27 日朝刊)。

AIM への上場企業数を比較してみると、オーストラリア 47 社 (域外企業 1 位)、カナダ 44 社 (同 2 位)、米国 36 社 (同 3 位) に対し、日本はわずか 1 社に過ぎない (本年 10 月 31 日現在)⁵。この数字そのものからは、特段大きな影響は無いようにも思える。

しかし、EU の主要取引所の 1 つが、傘下の新興企業向け市場とはいえ、明確に日本基準を排除したことの意味は大きい。米国は EU との間で互いに補正措置を不要とする相互承認に向けた作業が進展中であり、オーストラリアは国際会計基準を採用済、カナダも将来的に採用することを表明している。日本も 2005 年 3 月から ASBJ と IASB (国際会計基準審議会) との間でコンバージェンス・プロジェクトを進めているものの、2002 年から開始した米国に比べ、かなり厳しいスケジュール下での作業が続いている⁶。

今後の見通しは

現在、企業会計のコンバージェンスは『2009 年問題』と呼ばれているが、EU の同等性評価に関する報告書の取りまとめ時期は、遅くとも 2008 年 4 月 1 日以前とされている。したがって、実質的なタイムリミットは 2008 年初め頃と見込まれる。補正措置として最も重いのは補完計算書の作成だが、該当項目のうち「企業結合における持分プーリング法」、「SPE の開示・連結範囲」が現在も未解決である。今回の『プロジェクト計画表』では、これら 2 項目について、2007 年末までに調査報告もしくは論点整理を公表するとしている (SPE の開示については 2007 年 3 月までに適用指針を公表予定)。また、他の項目についても EU が求める進捗度合いを満たすように設計されている。

しかし、膨大な作業量を短期間にこなすことを前提としており、どこまで実現できるかは不透明である。時間的な制約から、国際会計基準への全面移行を主張する声も出ている。しかし、日本基準が国際会計基準に明白に劣っているわけではなく、「国際会計基準に合わせさえすれば良い」という発想を受け入れるのは難しいだろう⁷。

期限まであと 1 年余り。ASBJ の動向から目が離せない。

⁵ 本稿で取り上げた情報は、以下に掲げる AIM の HP から入手できる。

http://www.londonstockexchange.com/en-gb/products/company-services/ourmarkets/aim_new/AIM

⁶ 2006 年 3 月 31 日 齋藤純 『国際会計基準とのコンバージェンス・プロジェクト』(制度調査部情報) を参照。

⁷ たとえば『経済 Trend』(2006 年 9 月号) の特集記事『岐路に立つ日本の会計基準』における齋藤静樹 ASBJ 委員長の発言を参照。

図表2 今後のプロジェクト計画

補正措置	項目	当面の対応	2008年初の状態
補完計算書	企業結合（持分プーリング法）	内部プロジェクト・チーム（PT）を設置・検討	実態調査を実施し、調査報告および必要に応じて論点整理を公表
補完計算書	連結の範囲（SPEの開示、連結範囲）	専門委員会を設置・SPEの開示について検討中	SPEの開示に関する作業は終了。連結範囲について論点整理を公表
追加開示 B・A	企業結合（交換口、負ののれん、少数株主持分、段階取得、外貨建てののれんの換算）	PTを設置・検討	実態調査を実施し、調査報告および必要に応じて論点整理を公表
追加開示 B	棚卸資産の評価方法（後入先出法）	PTを設置・検討	今後の方向性を決定
追加開示 B	関連会社の会計方針の統一	PTを設置・検討	必要に応じて公開草案を公表
追加開示 B・A	固定資産の減損テスト・減損損失の戻入	PTを設置・検討	市場調査を実施し、調査報告を公表。今後の方向性を決定
追加開示 B	開発費の資産計上、企業結合における研究開発費	無形資産に関するワーキング・グループ（WG）を設置・検討中	論点整理を公表
追加開示 A	工事契約	WGを設置・検討中	会計基準・適用指針を公表
追加開示 A	資産の除去債務・廃棄費用	WGを設置・検討中	会計基準・適用指針を公表
追加開示 A	退職給付	2007年以降にPTを設置・検討	方向性を決定
追加開示 A	金融商品の公正価値開示	WGを設置・検討中	会計基準・適用指針を公表
追加開示 A	投資不動産	PTを設置・検討中	方向性を決定

CESRが補正措置の必要性を指摘した項目のうち、現状で対応済のもの、影響が少なく対応予定のない項目等は除いている

追加開示 B・・・国際会計基準にしたがって会計処理した場合の定量的影響の表示

追加開示 A・・・日本基準で提供されている開示を補強する定性的・定量的情報の開示

(出所) 企業会計基準委員会の「プロジェクト計画表」を基に大和総研制度調査部作成